

2016年度 早稲田大学大学院法務研究科  
「人材発掘」入試 法学既修者認定試験  
民事訴訟法  
( 出題の趣旨 )

---

**【出題の趣旨】**

民事訴訟法上の基本論点である、時機に後れた攻撃防御方法の却下（157条）の解釈及びあてはめと、自白の撤回が許容される要件について問うものである。前者については、157条の要件解釈とあてはめが正確にできるか、また、説明義務（167条、174条）とどのような関係に立つかについての的確な検討ができるかがポイントとなる。また、自白の撤回については、本問では真実に反する自白であり、かつそれが錯誤による場合には撤回できるとするのが判例及び通説であるが、これについては争いもあることから、なぜこれらの要件が必要なのかといった点にも言及する必要がある。

以上